

平成29年度第4回「神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校」開校推進協議会の
報告会記録

日 時：平成30年1月6日（土）午前10時00分～午前12時10分
場 所：北清掃工場2階見学者説明会

○事務局

本日の会議ですが、開校推進協議会の傍聴に来られなかった方もいらっしゃいますので、開校推進協議会の報告会ということで地域住民の皆さんにご案内をさせていただきました。報告後に行う質疑の場で皆さんからのご意見、ご要望をお聞きいたします。

今日の会場ですが、こちらの北清掃工場の会議室を午前中お借りしました。本日も12時には会議室を退室しなければなりませんので、時間厳守をお願いいたします。また、本日の会議については、記録作成のため音声を録音させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、開校推進協議会の報告に入らせていただきます。当日、どのような資料で何を説明し、どんな意見があったかということをお報告いたします。初めに、11月11日に開会した第2回小中一貫校開校推進協議会の地域住民向け報告会での質疑要旨について、幾つか内容を紹介させていただきました。議事要録では2ページの真ん中あたりになります。お手元の資料の6も一緒にごらんください。この資料6の内容として、開校推進協議会の中で地下利用や屋上利用やわくわくの教室が足りないなどの意見があったが、施設が肥大化していくことに懸念がある。ケース3は反対と常々言っているが、マンション住民が納得する形の案が提示されるのか。開校推進協議会にマンション住民の代表もメンバーとして入れさせてほしい。学校指定用品の中の標準服については、保護者の金銭的な負担が大きいので開校推進協議会で方向性だけでも決めておいたほうがいい、などのご意見があったことを初めに紹介しました。

次に、議事要録3ページの1段目です。神谷中学校建設工事協議委員会の代表から教育長宛てに神谷公園移設反対及び小中一貫校建設に関する意見書が届いたことと、マンションの約7割の世帯の方の賛同署名が添付されていたことを紹介しました。

それでは、資料の1をごらんください。こちらが当日の次第になります。座長の挨拶後、2と3にお示しの議題について、順次協議を行うという流れで当日協議会を進行しました。

次に議事要録の3ページの真ん中あたりの太字の部分です。資料はお手元の資料5をごらんください。この資料5については、第1回から第3回までの開校推進協議会で協議された内容を報告書の形でまとめたものであること、第5回目の開校推進協議会で了承いただき、この報告書の内容を踏まえて教育委員会が全体構想を策定する旨を説明しました。

次に、学校施設の配置について、資料2より説明を行いました。議事要録では7ページの上段の太字の部分からになります。初めに、事務局から資料2はあくまでも施設のボリューム感を見るための資料であって、これがイコール建設案ではない。1万6、

000平米の床を入れたボリュームがどうなるかということで、設計事務所に依頼をしたものである。公開空地は2メートルくらいの幅で、接道部分を設けている。道路側は2階建てで奥にいくと4階に切りかわる仕様である。体育館の一部を地下に沈める案である。実際の設計に当たっては、どれくらいセットバックできるのか、階層は近隣の影響として最適なのか、南北のボリューム配分はこれで限界なのか、ほかの部分での地下化の方法があり得るかどうかを詳しく詰めて周辺環境への配慮を考えていくとの説明を行いました。

それでは、当日の質疑の状況を報告させていただきます。議事要録の9ページの上段部分です。まず、委員からケース3で話が進んでいくように聞こえるが、まだ議論するのではないのかとのご質問があり、事務局からは、これまでの区側が提案している敷地使いについて、建物のボリューム感がイメージできないと議論が深まらないということで図をお示しした。これまでの議論の中で事務局としてケース3が一番メリットがあると説明してきているので、ケース3で不都合という意見があるなら頂戴したいとの説明を行いました。

議事要録、9ページ目の中段部分です。委員から小学校の安全性が加味されず、ケース3ありきで話が進んでいて、非常に不信感を感じる。小学生には200メートルのトラックは必要ない。放課後を安全にのびのびと過ごせる環境が大事であるとのご意見がありました。

それに対して、事務局からは校庭が大きければ区切れることは可能であり、トラックを150メートルにすることも可能である。空いた場所を人工芝にして金網で区切れることも可能である。校庭を校舎で区切ってしまうと、もう大きいグラウンドを取れなくなるとの説明を行いました。

次に、議事録10ページ上段部分です。次に委員から大きいグラウンドを誰が必要としているのかとの意見があり、別の委員から大きいグラウンドが必要ないとの意見があったが、小中一貫校になれば大きいグラウンドを設けて部活動やわくわくなどの放課後活動をやるのが一番望ましい、ケース3でしか居ながら建築はできないし、小学校2校が居ながら建築の場合、大きな影響を及ぼさないで学校教育が進められる、課題はいっぱいあるが、なぜここに小中一貫校を持ってきたのかという中で、皆さんでいい学校をつくる方向に進むことが必要であるとのご意見がありました。

次に、議事録の10ページ下段部分です。また、委員から、いろいろ検討したが、ケース3が一番いいと思っている。神谷公園横の東京都の土地の取得が可能であれば、校庭も広くなる。1回大きいグラウンドを潰すと次に大きいグラウンドをつくることは、大変労力や費用がかかるとのご意見がありました。

次に議事要録11ページの上段部分です。委員から3案で皆さんが同意した話は理解しているが、示されたのはラフな図面であって、これをどう加工していくのかが一番大事である。この案が目いっぱいなのか、もう少し余裕をもったことができるのか説明してほしいとのご意見がありました。

11ページの中段部分です。また、委員から設計の段階で種々の要望を聞き入れて、改めて詰める段階がくると思う。大きい校庭をとって設計の段階でいろんな要望を組み入れていくことが大事であるので、この方向に進めたらいかかと思うとのご意見

がありました。

11ページの下段部分です。次に委員から稲田小わくわく実行委員会の中で、今の子どもたちが放課後自由に広い校庭で遊べる環境がすごくいい。晴れている時は広い校庭で遊びたいといった意見をたくさん頂戴した。ケース3で進めていくのと並行して、稲田小の跡地をわくわくや学童の補完施設として残していくことは可能かどうか、意見を聞かせてほしいとのご意見がありました。

12ページの上段です。座長からは、小中一貫校の場合、小学校と中学校の教育論のすり合わせをすることは、とても重要であり、ケース3でいく場合に安全性等がどう保障されるのかが重要なポイントである。近隣への配慮も当然問題になるので、確認させてもらいたいとのご意見がありました。

12ページの中段です。次に、委員から稲田小は今の校庭の広さで満足しているので、校庭を広くして中学生と一緒に環境に子どもたちに置く必要性を余り感じない。リスクのほうが高いとのご意見がありました。

12ページの下のほうです。また、委員から小学生の安心安全がどれだけ担保できるかは重要な話であり、王子小、王子桜中では小学校が大変困っているという話もある。基本的には3案のほうがいいと思うが、実際に小学生の安心安全が担保できるのか、どれだけ小学校に配慮できるのか明確に示してほしいとのご意見がありました。

13ページの中段です。次に、委員から小学生の安全性の担保に関し、200メートルトラックは斜めに置いて空いたところに小学校低学年の活動スペースを設けることは可能ではないか。稲田小は今後生徒の増加が見込まれ、校舎の老朽化もあるので、早急に新しい校舎が必要である。稲田小、神谷小でも高学年が低学年を見るという教育を数十年行っているので、9年生の学校になっても同じ教育を継続すれば、人的事故を少なくすることも可能である。仮校舎への移転は、時間と労力がかかるので、居ながら改築は大変メリットがある。総合的に考えると、3案しかないと思うので、安全な施設をつくってもらい、子どもたちを安全な環境で遊ばせ、学べる教育をしてほしいとのご意見がありました。

15ページの上段になります。事務局からは、小中一貫校になって小さい子から大きい子まで一緒に活動する場面が多々出てくるが、当然安心安全については確保していく。王子桜中、王子小の校庭は6,900平米くらいだが、小中一貫校は8,500平米くらいになり、1,500平米くらい広がるので、フェンスを設けて小学生が安心して遊べるエリアをつくることは十分可能であるとの説明を行いました。

15ページの中段です。次に、座長から近隣住民への配慮ということで、建物を道路から隔てて、その間に植林をするなりしてプライバシーを守ることも可能なのかとのご質問があり、事務局からは1万6,000平米のボリュームをこの敷地の中に収めることになるので、何メートルか空間をあげようとする、そこで減った部分をどこで吸収するかを設計の中で考えていくことになる。幾つかのプランの中で、一番バランスのとれたものを選ぶことになる。今は2メートルの公開空地を出しているが、実際の設計に当たってはこの倍以上の空地を設けるイメージで設計プランを出し、住民の皆さんとどこで折り合いをつけられるか検討したいとの説明を行いました。

16ページの中段です。次に座長から体育館のほうは半地下にする想定だが、校舎に

についても可能なかとのご質問があり、事務局からは常時人のいない倉庫や調理室のような空間は地下にしても機能が阻害されないが、使い勝手やコストにも反映してくるので、検討を進めながら最終案をまとめることになるとの説明を行いました。

16ページの下段です。次に、委員から9メートル道路から2メートルをセットバックすると、11メートルになるので十分ではないかとのご意見があり、事務局からは日影がどれくらい落ちるかは今後計算するが、なるべく影響を少なくするためにどれくらいセットバックするかが大きな要因になってくるので、今後設計で詰めていきたいとの説明を行いました。

17ページの中段あたりです。次に、委員からプールを屋上に持ってくる利点は何かとのご質問があり、事務局からは日差しが確保されるので、屋根付きのプールでなくてもよくなる、仮に屋根付きのプールとしても1万6,000平米を越えないプランが可能であるとの説明を行いました。

17ページが一番下の行です。委員から校舎の階高について、法的な規制がないのであれば、階高を削ることによって近隣との問題も幾らか緩和できるのではないかとのご質問があり、事務局からは今は学校も全館空調設備の時代であるが、配管の通し方によっては階高を抑える工夫は可能性としてあるとの説明を行いました。

18ページの下段です。委員からプールは3校共用となり、長いシーズンを使うので、屋上に屋根がないと難しいのではないかとのご意見がありました。

19ページの上段です。委員から、荒川が決壊したときに子どもたちを守るために何メートルくらいの校舎がいいのかとのご質問があり、事務局からはハザードマップではこの地域は4、5メートル浸水するので、3階に避難すれば安全が確保できると考えているとの説明を行いました。

19ページの中段です。次に副座長から、近隣敷地の方のプライバシーとか、日照とか、圧迫感に対して配慮をすべきことだと思う。都市計画公園であることは重たい話で、ずっと公園であり続けると思っているのにそれを変えるのは、それだけの特別な配慮が必要である。きょうの図面では細かく議論ができないので、もっと詳細なことで議論し、仕分けが必要かと思う。体育館棟のほうも皆さんが使う公園の環境にかかわるので大事であるとのご意見がありました。

20ページの中段あたりです。次に、委員から校舎側を地下にするのは防災の点、耐用年数の点、子どもたちの健康面から反対である。東京都の交通局の土地の入手について、進展はいかがか、また向かいの私有地についても協力をいただけないかとのご意見がありました。事務局からは都有地については、都の第六建設事務所に行き話をしたが、いい、悪いの返事はもらっていない。私有地については、即答はできないとの説明を行いました。

21ページ、上段部分です。次に副座長から地下化といってもドライエリアなどいろいろ工夫があるので、可能性は排除しないほうがいいとのご意見がありました。21ページの中段です。座長から近隣住民への配慮を行うという原則は確認した上で、事務局から示された施設案で進めることでよいかということが会議に諮られ、事務局案どおり進めることが確認されました。

次に21ページ、下段の太字部分、学校施設整備の進め方についてです。お手元の資

料の3を一緒にごらんください。こちらでは平成35年の新校舎開設までの三つの検討組織による検討スケジュールと各年度ごとの整備予定区画をお示ししました。平成30年度、31年度の2カ年で設計を行い、平成30年度は基本設計ということで建物の外部の配置の基本的な部分、公開空地の取り方、植栽の計画、地下利用の有無などについて、大まかにまとめるスケジュール感をもっていること、31年度は実施設計ということで、設計の細部を行うこと、32年度から34年度までの3年間で工事を見込んでいることを説明しました。また、建設については、居ながら改築で行うということで、各年度ごとの施設の移り変わりも説明しました。

22ページの下段です。この説明について、委員から特に質問はなく、このような進め方でいくことが座長から確認をされました。

次に23ページの上段の太字部分、周辺整備についてです。こちらでは、学校の周辺整備について説明をしました。資料の4をごらんください。事務局からは、学校の周辺整備については歩行者空間の確保、公開空地の整備、緑化の充実などを取り込み、地域に溶け込んだ空間の小中一貫校を考えている。成立学園との教育活動の連携や、スポーツ施設が周辺にまとまっていることから、今後北区の文教エリア、スポーツエリアとしても位置づけることができるのではないかと、小中一貫校のグラウンドを広く取れば、新たな地域の防災拠点としても位置付けられるなどの説明を行いました。

24ページの上段です。次に、座長から稲田小の使い方については、どう考えるのかというご質問があり、事務局からは跡地利活用検討委員会という場でどういった使い方をしていくか検討することになるとの説明を行いました。

24ページの中段です。委員から北清掃工場が建てかえられるが、その熱源の一部を一貫校に引っ張り、温水プールとする設計はできないかとの質問があり、事務局からは熱源の供給に関しては、清掃一部事務組合のほうに確認、または希望として挙げていきたいとの説明を行いました。

次に、24ページが一番下の行です。委員から、小中一貫校には住民に貸し出し用の会議室をつくってもらえると非常に助かるとのご意見があり、事務局からは専用の部分としてではなく、共存する形で地域開放の中で実現していきたいと説明を行いました。

25ページの中段あたりです。次に、委員から神二小の跡地を第2グラウンドのような形で利用できないか、地上に渡り廊下をつくと景観がよくないので、地下にできないか、元気プラザから温水を引いて365日使える地下2階建ての温水プールにすればいいのではないのご意見がありました。

25ページの下の方です。事務局からは、プールは屋上でイメージを示しているが、地下にプールを置くのも一つの選択肢としてはあると思っているので、検討課題として受けとめる。渡り廊下は地下の可能性が絶対ないということではないが、道路にはさまざまな埋設物があるので、難しいとは感じる。旧神二小、旧教育未来館跡地についても、今後跡地利活用検討委員会の俎上に上がるとの説明を行いました。

協議会の報告については以上になります。それでは、これより皆さんからご質問、ご意見を伺いたいと思います。なお、発言に際しては挙手をお願いいたします。マイクをお持ちいただきますので、必ずマイクを通して発言いただきますよう、お願いいたし

ます。

○・・・

すみません、近隣住民の者なんですけれども、なぜこの案3で決まったということが、そもそも、なぜこの結果になったのかというのが、正直理解できません。近隣住民からは、ずっと案3は反対だということを常々伝えてきたと思っています。これは、5月の最初の説明からずっとこの説明をしてきたと思っています。近隣住民の配慮ということであれば、案3って答えは出ないという認識でいたんですけれども、なぜこの案3になったのが、まず理解できません。これは、あくまでここに書いてある教育の観点しか書いていないので、近隣住民のことに関して一切触れられていない、この会議自体がそもそも間違っているんじゃないかというところしか思えないというのが実情です。そもそもこの決着が出るのであれば、少なくとも住民が、近隣住民がこの会議に出ないと、この案3という結果が出るというのがおかしいのではないかなという。これはずっと言ってきたことなので、なぜ結局この強行的な会議のまま進めてきたのかというところを、まず説明いただきたいです。で、いつになったら住民の声を聞いていただけるような形になるのか、これもあれば早急に教えていただきたいです。

○事務局

ご質問ありがとうございます。まず、案3でなぜ決まったのか、近隣住民への配慮ということも考慮されていないというお話だったと思うのですけれども、今回この開校推進協議会を進める中で、委員の方々からも近隣への配慮ということは、ずいぶんご意見として出てきていたと思います。ただ、前回の開校推進協議会、先ほど事務局のほうからご説明しましたが、開校推進協議会としては、教育委員会のほうで提案した案3で、その配置案で進めていいのではないかとということで、確認いただいたところです。当然近隣の方々への影響を大きく及ぼすものでありますから。配慮が必要であるということで、この配慮につきましても、この配置案うんぬんということではなくて、これから具体的に校舎を建てていくときに、十分に配慮した建物にしていくという意味であるという形で委員の方々は言っていたというふうに思っています。

また、会議自体間違っている、間違っていないというご意見については、私どものほうでそれは間違っていましたとか、そういうことではなくて、きちんと会議の進行については進んだというふうに考えています。当然、前回の協議会の中でもある委員の方からはこの配置案の3ですね、これについて、案3でいくのはどうかといった意見もありましたし、副座長のほうからも、やはり公園を使って建てるということで、そこは十分配慮すべきであると。ただ、協議会の中で話すことではないだろうというようなご意見もございました。会議自体は強行的に進めたとか、教育委員会のほうでこういった形で進めたということではなくて、皆さんの意見を聞きながら、きちんと進めたというふうに思っています。強行的に進んだということはないというふうに私どもは受けとめています。

○・・・

少なくとも住民は、一切ここに入っていないじゃないですか。みんなで決めたという言葉がまずおかしいじゃないですか。だって、私たち入りたいとずっと常々言っていて、みんなで決めたって、一番影響を受けるのは、近隣住民で目の前のマンションじゃないですか。目の前の公園が校舎に変わる、都市計画公園を潰して建物を建てる。一番影響を受けるのって誰なんですか、まず、普通に考えて。

○事務局

当然、公園を移転してそこに学校を建てるということですから、近隣の方々に影響は出るだろうというふうには思っています。

○・・・

じゃあ、なんでその人たちを入れないんですか。

○事務局

その件については、再三ご説明してきましたけれども、この開校推進協議会では子どもたちにとってよりよい小中一貫校をどのようにつくるかということで、話を……。

○・・・

その時点で子どもたち中心じゃないですか。まちづくりだったら、一番影響を受ける住民が入らないと、この話って絶対できないじゃないですか。

○事務局

当然、学校を建てるということですから、子どもたちへの教育的配慮というのが一番重点として考える……。

○・・・

違いますよね。建物を建てるなら一番最初に優先させるのは近隣住民じゃないですか。建物を建てた後でどうするかというのは、それは子どもの配慮の話ですよ。建物を建てるという行為で一番影響を受けるのは、まず住民ですよ。だって、別にだったら新しく潰して、そこが子どもが影響を受けるというんだったら、逆にそれで考えればいいじゃないですか。何か居ながら改築がいい、それは子どものためですよ。でも、その影響を受けるのはもともとなかったところに建物が建つ住民じゃないですか、で、住民のことは一切無視じゃないですか。

○事務局

一切無視ということではなくて、協議会の中でも再三出てきていますけれども、近隣の方々への影響については、十分配慮して建設をするということで、意見が出されています。それは、きちんと教育委員会としても受けとめますので、これから具体的にどういった施設になるのかということところで、また皆様のご意見等は伺っていくことになるのかなというふうには思っています。

○・・・

今、近隣への影響と今後近隣への配慮をしていくということですが、具体的にどのような影響が出て、どのように配慮をしていくのかということ、具体的に教えてください。

○事務局

今後の進め方というところですが、以前もちょっとスケジュール感の中でご説明しましたが、前回の開校推進協議会の中で、1万6,000平米の建物を単純に建てると、こういうボリューム感になりますというように、絵をお示しました。それで、今後設計に当たっては、お示した絵にある意味こだわることなく、どれくらいの配慮ができるのかということ、開校推進協議会のご意見も踏まえて、重要課題として設計の作業に入っていくことになるかと考えています。ただ、具体的にどういうところの配慮ができるのかというのは、考え方としては幾つか開校推進協議会の中でもお示したかと思うのですが、ちょっと頭の中で整理し切れるかどうかかわからないですが、一つには1万6,000のボリュームが必要であるということですので、その空間をあの敷地の中にどういうふうに割り振るかということですので、1万6,000が1万5,000になったり、1万4,000になったりというのはないというふうに思っています。そうすると、その1万6,000という建物をあ敷地の中に入れ込むに当たって、まずはどれくらいの高さだと、どれくらいの空間が生み出せるのか、それから、敷地が二つに分かれていますので、南側と北側でどれくらいのボリュームの配分にすると、それぞれ周辺の方々にどういう影響が出てくるのかということを検討することになります。

それから、開校推進協議会の中でも一つのテーマになったかと記憶してはいますが、地下空間をどの程度利用できるのか、それからもう一点は、これもあまり深く議論できる状況ではございませんが、近隣の東京都の土地を買ってはどうかと、そのようなご意見をいただいたとっておりますので、そうすると建築可能な敷地が多少なりとも広がるということは、それだけ空間を生み出す余地が少なくとも広がってくるというふうに考えています。この後、もう1回開校推進協議会で全体構想の中身について、今年度中にご議論いただくのですが、私ども設計の担当として考えているスケジュール感としては、全体構想でいただいたご意見を踏まえて、どういう形の諸条件で設計作業を始めるのがいいのかということ、2月、3月で内部的に検討させていただいて、年度が明けた時点でこういう条件で設計をしたらどうなるのかを考えてみてほしいということで、まずは設計事務所さんを公募させていただくというスケジュールを考えております。公募させていただいて、設計事務所さんを選んで、それから設計事務所さんと相談をした上で幾つかのプランを一定程度、今回、前回の開校推進協議会で、ざっくりしたボリューム感ですということ、絵をお示しましたが、今度は最大限配慮しながら教育空間を確保すると、こんなプランにはこんなプランがありますけど、いかがでしょうかというように、具体的な話し合いに入っていくことになるのかなと思っています。なので、現時点でどれくらい差が出るとか、どれ

くらいの高さになるとかということで、決まっているイメージをご説明することはできないという状況はご理解いただければと思います。

○・・・

私が質問したことは、どのような影響が近隣住民、マンションのところに影響が出て、それに対してどのように具体的に配慮をしていただけるのかというのを、具体的に聞きたいんですけども。

○・・・

再三、案3については反対ですよということをお伝えしていったけれども、案3のままというところで、案3を反対の理由ってどういうふうに御認識でしょうか。まず、そもそも具体的にその認識があるかどうかを、ちょっとイエス、ノーでお答えいただきたいんですが、いかがでしょうか。

○事務局

マンションの方々には案3に反対であるということについては、認識しています。

○・・・

で、今一番不安なのは、その反対の理由がありますと、これはちょっと譲れないんですというものがあって、案3はちょっと難しいということも言っていた中で、恐らくその反対の理由がこういうふうに解決されるんですよということが、明確に示されないままに案3になってしまったことというのが、すごく今問題になっているんですね。そういう意味で、それは提案するのか、されていたのかよくわかりませんが、今反対の理由、事務局さんのほうで認識されている反対の理由を、ちょっとイメージしていただいて、ここに対してはこういうふうに改善しようと思っています、もしくは改善する見込みなんですということを、ちょっと示しながら議論をさせていただくのっていかがでしょうか。ちょうどホワイトボードもありますので、反対の理由として認識されているものを列挙いただいて、それに対してどうするか。で、いやいや、こういう点もあるんですよということもあれば伺います。多分、こういうちょっと一緒に進めていかないと、多分このままですと30年度が過ぎていってしまうような気がするので、そんなことをご提案したいのですが、いかがでしょうか。

○事務局

今回のこの会については、皆さんのご意見をお聞きするということで開催しています。そこで意見を戦わせると言いますか、そういった形でのやり取りは、正直今考えていません。ただ、今のご質問に関して言えば、当然これまでもお話ししてきたかなとは思いますが、それからこの敷地遣いに基づいて建物をどういうふうに設計していくかというふうに進んでいくわけですが、その中で皆さんと皆さん方から、前回12月5日の開校推進協議会の前に、住民の方々から意見書というのをいただいています。それが、多分今おっしゃったマンションの方々の反対しているところかな

と思います。ですから、それについて、これから設計する中で、当然私たち教育委員会としましては、これから子どもたちが学んでいく校舎をつくるわけですから、そこを踏まえつつどういった、意見書でいただいたようなことに対してどこまでできるのかというのは、今即答するというのはなかなかできませんけれども、今後設計を進めていく中で、一定程度皆さんの意見も踏まえながら進めていくことになるのかなと思います。

○事務局

建物を建てるのが周辺の環境に影響を与えるのは、日影であるとか、眺望であるとか、あるいは騒音であるとか、風通しであるとか、あるいは視線であるとか、皆様方が生活されている場に影響を与えることというのは、大小はありますけれども、いろいろな要素があると思っています。ハード的に我々がまず第一に設計に入るに当たって、優先的にどれくらいの工夫ができるのか見極めていかなきゃならないと思っているのは、やはり日影と、それから皆様方のお住まいから見た見通しといいますか、ぱっとベランダから見ていただいたときに、どのような景色がそこに広がるのかというのが、非常に皆様方の日常の生活に当たる影響というのは大きいのかなというふうに思っています。

今、ご提案いただいた、もっとうならないのかとか、それぐらいの配慮じゃあ、私たちは納得できないとか、そういうかなり細かな部分でできるとかできないとかいう話し合いをするのは、一定程度、敷地の広さが決まって、こういう敷地の中でぎりぎりこういう設計ができるというようなことを我々なりにこう考えてみましたというふうに皆様方に絵なり、図面をお見せして、それで、先ほどご提案があったように、ホワイトボードを使ったりとか、いろんな資料を使ってとか、もうちょっとこうすれば、ここがあくじゃないとか、そういうような議論というのはさせていただくのは、当然しかるべき時期にはそういうふうになりたいと思っています。私どもが今、この時期にせつかくこういう場が設けられているので、お聞かせいただきたいというか、今後、2月になるのか、3月になるのか、具体的にこれぐらいのこういうことをできないのかとか、皆様方からのご要望があれば、ぜひお聞かせいただきたいというのと、先日、開校推進協議会が終わった後に、若干皆様方とやりとりさせていただいて、仮に建てるとしても、公園にかわるような空間なるべくあそこのエリアに確保できないのかとか、そういう具体的なご提案をいただくことによって、じゃあ、そこに最大限空間を持つとしたら、どれぐらいの空間が設けられるのか、設計事務所に考えさせるとか、そういうようなことも可能なのかなとは思っておりますので、ちょっと今、この場で私たちも、申しわけないんですけど、皆様方と議論できるような材料を持ってないというのが正直なところでございます。

○・・・

今、議論できないっていうのは、ある程度仕方ない分はあるのかなと思ってはいるんですけども、一番怖いのは、じゃあ、住民に配慮しますと今、幾ら口で言っても、結局、結論、何もされないっていう可能性が一番恐れています。なぜかって、そもそ

も案3でこれだけ言ってるのに、何も考慮されていない。なんで、もう進め方として、もうこのまままた結局ずるずるいって、正直、今回、図面出てきたこの施設のイメージも、イメージとは言っているけど、これだけの図ができ上がってしまうと、協議会のメンバーとしては、・・・これでっていうような意見も出てしまっていると、正直もうこれを見ただけでももう、何でいきなりこのたった2メートルしかない公開空地の意見を出してくるんだ。結局、マンションと同程度の高さが建ってるじゃないか。もうこれだけ見て、本当に何も住民のことを考えてないんじゃないかっていうようなものがいきなり出てきて、事務局のほうは一応案とは言っているけど、結局、資料に残ってしまってるのはこれだけになってしまってるっていうのがすごい、既に怖いことかなと思います。

ちょっとまず話知りたいのは、これだけ今、住民の配慮っていうことの内容が、この報告書でどのように今、書かれているかっていうのをちょっと教えていただきたいです。結局、この資料として残っているのはこの報告書になるのかなと思っていて、その報告書にこの住民の配慮っていうのがどの程度、どう書かれるのかっていうところをちょっとまず教えていただきたいです。

○事務局

この報告書のほうについては、今、前回の会議の協議会の中身を反映して作成するというところで作業を進めています。何らかの形で住民の方々への配慮を、十分に配慮するというような文言は入れていきたいというふうに思っています。

○・・・

じゃあ、それは必ず入れていただけるっていう認識でよろしいでしょうか。

○事務局

繰り返しになりますけれども、近隣の方々への十分な配慮をするというような言葉は入れたいと思っています。

○・・・

なぜ言葉っていう言葉を強調するんですか。

○事務局

今、おっしゃったように、近隣への十分な配慮ということは示していきたいというふうに考えています。

○・・・

逆に、近隣の優先というのはどの程度まで、結局、教育と住民って、ぶつかったときに、明らかに教育のメンバーしかその場にはいないってことになったときに、じゃあ、最後、多数決だって言われたとしても、結局、住民は負けるに決まってるじゃないですかね、多分住民の代表って1名か2名か。そういうことにならないという認識

でよろしいでしょうか。

○事務局

どのような形になるかっていうのは、今、想定でお話しするようなことではないと思っています。ですから、報告書のほうに、繰り返しになりますけども、近隣への十分な配慮をとということで書かせていただきたいというふうには思っていますので、あとは、全体構想を、この報告書を踏まえて、つくっていくことになります。当然、これまで協議会の中でも、地域の方々からこういった意見が出てますよということはお伝えもしてきています。そういったことも踏まえつつ、報告書のほうには、先ほどから申し上げましたけども、そういった趣旨のことは書かせていただきました。ただ、それが、じゃあ、どこまで、具体的にどこまで配慮するのかというのは、やはり先ほどご説明したように、これから実際に建設とか設計していく段階の中で考えていくということになると思いますので、今すぐ具体的にどうこうするというのは難しいと。

○・・・

一般的にはこれ、後でやりますって言われたときに、結局、住民の声は届かないで建設されてしまうっていうのが本当に一番恐れていることです。なので、もうちょっと住民を、この教育のことしか書かれてないですけども、もうちょっと住民の声を最優先に聞いて、そこで住民と教育の観点で競り合うところっていうような、もうちょっと強い文言で文章っていうのは入れていただきたいです。そうしないと、教育を最優先にされてしまうと、この時点で住民の声というのは一切届かなくなってしまうかなと思っていますので、この点というのは必ず入れていただきたいっていうところをお願いしたいです。

あと、この報告書、住民説明会の内容が一切書かれていないので、ちゃんとその経過のところでも、多分住民説明会、全て、5月からやっていただいたと思っていますけど、多分その後の声がこういった会話になっていると思いますので、それもきちんと添付いただいて、つまり住民、近隣住民はこの内容に反対です。都市計画公園潰されているっていうことで、相当な被害をこうむっている。なので、最低限でも、次、建物建てる時は、住民のところを最優先に考えていただきたい。そういったところをきちんと入れていただいて、報告書としてまとめていただきたいです。逆にそれを踏まえて、本当に案3がいいのかっていうところを議論するのが筋じゃないのかなというのが、ちょっと見てて、思いました。こうなったときに、多分建物として、私たちは、高さは極力低く、できるだけ遠くっていうことを望んでいきます。それは、だって、住民は、そこに公園がない。公園があったところを潰されているので、住民側のサイドからすれば、普通に考えれば、建物は低く、距離は遠く。これは多分、ただ、教育の観点からすると、真逆だと思っています。正直、どうやって折り合っていくのかなっていうのが思います。逆に、それを踏まえて、本当にそれでも案3がいいのかっていうところって、教育委員会の人たちと協議会のメンバーと議論しなくていいのかなっていうのが、ちょっと聞いてて、思いました。

○事務局

開校推進協議会の最後の全体構想の中で近隣住民への配慮っていうのを、全体構想の報告書の中で近隣住民への配慮っていうのをどの程度の強さで入れていくのかっていうのは、今、野尻のほうからご説明したとおりで、私どもだけの一存で決められることではないんですが、私ども、設計をこれから皆様方とお話し合いする立場として、ここは皆様方とある意味、考え方が一致できるのかなと思っている部分は、前回、開校推進協議会の中で、副座長のほうから、学校を建てる、学校を建てるに当たっては、当然よりよい教育環境っていう議論は当然だけれども、今回のこの案は、今まで公園だったところを学校にするという案で、それは、公園に隣接してる方々にとってみれば、大きな変更だと。それは、先ほどもご意見の中であつたとおりです。なので、公園を動かすということのある意味、認識の中で十分に今後の設計に配慮すべきだというような趣旨のお考えが協議会の中でもいただければ、今後、そのご意見を踏まえて、そういうご指摘があつたことを前提に、皆様方とのお話し合いが進めていけるのかなというふうに思っています。

○・・・

逆に、やはり公園が動くって、一番影響を受けるのって近隣住民だと思うんですよ。で、教育の観点、教育者の観点は、やっぱりその観点が無いとっていて、私たちも、極端な話、遠くのところでこの話が出たとしたら、多分興味を示さないと思うんです。だって、建物が新しくなるとしか思わないんですよ。で、遠いところで公園が変わつたとしても、距離的には変わらないところに公園が移設されてる。これであれば、多分少し、もう本当に50メートル、100メートル離れた人にとって多分関係ない話になってしまつて、多分教育の観点の人たちがなおさら教育を最優先に置いてしまうので、この点が置き去りになってしまつてというのが一番恐れています。

なんで、逆に、まず報告書ってそういうところが最初に書かれないとだめなんじゃないかなとっていて、この計画って、都市計画公園を潰して小中一貫校をつくるっていう話ですよ。なんで、まず、それがちゃんとあつて、でも、こういうことがあつて、こうしますっていう話しとかなないと、結局、居ながら改築しないでいいっていうことのメリットしか残らない報告書になってしまつて、そうすると、後々、住民が言ったとしても、本当に幾ら配慮しますと言つたって、本当に配慮されるのかっていうのがすごい不安でしかない。

なんで、きちんと都市計画公園を潰してるっていうのが全体にあつて、それで、この話があるっていうような形の報告書にさせていただきたいっていう形でまずまとめて、これを次の協議会に出して議論していただきたいです。協議会、そちらの事務局で決められないっていうのはわかるんですけど、であれば、事務局、その案を出して、それでもんでいただきたい。それで、その協議会のメンバーが、これはっていうのがあれば、そこはそういう議論をしてほしくて、何も書かれないままいくと、多分そこで協議会のメンバー、触れられないかなとっていて、私たち、結局、事務局にここでしか言うチャンスがなくて、協議会で発言ができないので、なんで、きちんとそれをちゃんと入れてほしいです。そういった形を入れて、協議に持って行ってほしい。

じゃないと、うちの声って幾らここでしゃべっても、一切届かない。なんで、そういう形で進めてほしいです。

○事務局

皆さんの声は一切届かないっていうふうなお話ありましたけれども、毎回、協議会の場に、事前に各委員さんにはこういった報告書、報告会の中身については議事要旨って形ではありますけれども、事前に配付して、また、ホームページのほうでは文章を起こしたものをお示しをしています。で、先ほどの皆さんの意見が通じないって、これまでもお話あったと思うんですけども、我々としては、これ丁寧に皆さんのご意見を聞きながら、毎回協議会のほうで資料のほうもお示ししながら、皆さんの声も伝えてくるという努力はしてきたつもりでいます。

○・・・

それであれば、その形が資料にあらわれるべきだと思っていて、例えば、いきなり屋上にプールを建てるって案がいきなり住民に知らされないまま出される。今回のこれも、結局、セットバック2メートルしか出さない案を出している。一体どこに住民に寄り添った形で資料を作成してるのかが全然見えてこないです。なので、私たちが今この場でこういう形で資料をつくって、次の協議会で提示してくださいってお願いをしてる形です。

○事務局

今の公園を動かすというところのその視点については、今、前回お示した報告書の案の中で、11ページあたりの4番の学校整備の進め方であるとか、学校の周辺の整備っていうのが協議後に今後、追記するというようなことで、これから開校推進協議会、次の開校推進協議会のときまでに文案を詰めることになってますので、ちょっとどんな形で、どういう言葉が盛り込めるのか、ちょっと考えてみたいと思います。

○・・・

そこはもう、こちらとしては本当にぜひお願いしますとしか今言えないっていうのが、正直、悲しいですけども、でも、お願いしますと。これに関しては、もう頼らざるを得ないので、ちょっときちんと明記いただいて、そして、住民の声をきちんと協議会に届けていただきたい。これだけは本当にお約束いただきたいです。

今の、ご回答ないですか。

○事務局

先ほどのどういった形で書けるかについては、これから検討はしたいというふうに思います。

○・・・

どうしてそこでトーンが下がってしまうんですか。これだけお願いしますなら、そ

これは最大限頑張っていきますとか、そういう強い言葉をできれば住民としては望みたいんですけど。

○事務局

言葉のやりとりだと思んですけども、そこに、先ほどのご要望については、きちんと受けとめさせていただいておりますので、どういった形で書けるかは、繰り返しになりますけども、考えたいというふうに思います。

○・・・

はい。

○・・・

ちょっと私が、近隣住民というよりも、学区域の人間なんですけども、過去、こういう説明会に参加するの初めてなんですけども、過去の議事録とかもちょいちょい何か拝見させてもらおうと、結構偏った議論になってたって印象があって、私たちが一番気になって、あんまり議論になってないなと思っているのが、学区域、神谷中学校に、これ小中一貫校になったときに、学区域が変更になると思うんですけども、これってもう決定しているものなんですかね。私としては、今のまま学区域を変更しないようにしていただきたいので、変更することに対しては反対なんですけども、この辺の考え方っていうのはどうなんでしょう。

○事務局

学区域につきましては、これまでの協議会の中でもお示しして、協議もしていただいたところなんですけども、基本的には今、稲田小学校と神谷小学校の学区域ですね、この学区域の方は新しくできる小中一貫校の学区域と合わせるといって確認されています。ただ、指定校変更については柔軟に対応するとしており、これからまた学校経営検討委員会、ここに保護者の方が入っていただいて、改めて学区域についても検討はしてもらおうというふうに考えてます。

○・・・

それ確定するのは、いつごろをめどに検討されてるんですかね。少なくとも、ここまでは確定するっていう時期があれば、教えていただきたいんですけども。

○事務局

学校、学区域の変更については、当然大きな影響がありますので、新校ができる少なくとも2年前までには固めないといけないなというふうには思ってます。

○・・・

新校ができる2年前というと、もう私の子供が今、年中さんなんですけども、再来年度には小学校に、稲田小学校に入学する形になろうかと思うんですけども、その後

に学区が変更という形になってしまうと、こっちの中学に行く予定だったのが、神谷中になってしまうということが起こり得るということですよね。

○事務局

今、稲田小学校が学区で、あれですかね、中学校は赤岩中。

○・・・

赤岩中ですね。

○事務局

ということですね、はい。現状は赤岩中の学区の方も、今の協議会の話の中では学区はそろえましょうとなっておりますので、新校になるんですけども、当然何らかの配慮は必要だろうということもありますので、どういった形で決めるか、例えば一定の経過措置を設けるとか、そういった形では考えていくことになるかなというふうに思っています。

○・・・

計画としてるのは、現在、赤岩中の学区の人が、希望すれば、赤岩中には入れるかもしれないということですかね。

○事務局

今、ここですぐお答えすることはできませんが、ただ、これまでの学区の変更のときには、いわゆる一定の期間については何らかの配慮をするというようなことはやっていたと思いますので、学校経営検討委員会の中でそこは保護者の皆様のご意見も聞きながら、進めていきたいとは思っています。

○・・・

その点に関しては、マンションの方々も同じような思いをされると思うんですけど、それが意見を聞き入れられないまま、ということがないように配慮していただければと思いますので、よろしくお願いします。

○・・・

近隣住民ですけれども、まず、全体的な話として、先ほどの話に上がりましたが、協議会の意見を踏まえて、今後、報告書をつくるのか、全体構想をまとめますとかおっしゃってますけど、まず、協議会とは、地域の住民っていうのは町内会ぐらいしか入ってなくて、全く入ってないんですよね。それが大前提としてある。その上で、協議会がご意見上げていただければというふうに毎度おっしゃるんですけども、そもそも構造として入る余地がないので、その議論、そのお話は全くおかしい。そこをご認識いただきたい。

再三にわたってそういうことをおっしゃってますけど、我々も再三にわたって、

我々が具体的に意見を述べられる、それを反映できる場を設けてくださいというお願いを再三していますが、それはワークショップでやります、今後、時期とか枠組みについては検討しますというのをもう半年以上も繰り返しているだけであって、具体的に何も示されていない。あと、先ほどちらっと話の中で、2月か3月に諸条件を検討して、4月から設計事務所の公募をします。で、そこから幾つかのプランが出てから、話し合いに入ります。その話し合いって何ですか。

あと、それとは、その後の話ですね、詳細な議論については、しかるべき時期、2月から3月ごろですかね、に議論を始めたいと思います。それは毎度言ってますけど、いつですか。4月の設計事務所からのプランが出てから、話し合いに入るんですか。それとも、2月、3月がしかるべき時期なんですか。全くいつなのかがわからない。その一つをとってみても、住民への配慮は不十分。できるだけ何らかの形で十分に配慮するという形、言葉を入れますとか、言葉ではおっしゃってますけど、実態が全く伴っていない。これ大問題ですよ。今まで事務局さんが言っていたことってというのは、何も履行されていない。なので、全く信用できない。そして、現在も全く反映されていない。まず、そこが大問題ですね。

あと、細かいところですけども、この示されたイメージですか、前回の協議会で。これについても、先ほど話がありましたけど、今まで何度も協議会の間に住民説明会があって、で、先ほど事務局さんのほうもおっしゃられてましたけど、意見、要望を聞く場として捉えています。今までも意見、要望を聞いて、配慮をしてきたつもりですというお言葉ありましたが、この結果、全くこれイメージですと。まだイメージなんで、これからやりますってということなんでしょうけど、そもそもイメージづくりの段階から配慮が全くされていない。いや、してますということをおっしゃるんでしょうけど、じゃあ、してるんだろとしたら、全くもって不十分。全くもって不十分。先ほどの話にも、こちら側の参加者の方から話ありましたが、教育的見地に立脚していて、住民のことに、立場では、全くその立場に立たれていない。という形です、これは。そもそも一つ認識が違ふんじゃないかなと思ってるのは、地域があつての教育であつて、教育があつての地域じゃないんですよ。そこを教育委員会並びに教育委員会付属の事務局という立場に立っているから、そういうところが十分に認識されてないんじゃないですか。教育のために地域があるんじゃないかと、地域があつての教育なんです、繰り返し言いますが。本末転倒なんです。だから、そういう発想がそもそもあるから、こういう形になつてるんですよ。まず、そこをまず一つ、非常に強く要望したいのは、その発想を根底から見直してください。でないと、この話っていうのはうまくは進まないでしょうね。

それで、また、我々のほうの参加者の方からも先ほどありましたが、配慮しますとか、酌み取ってますっておっしゃってますけど、いまだこの住民説明会、半年以上、先ほども申しあげましたが、続いていて、我々の反対意見、我々からの要望、要望書を出させていただいたり、出されているということもありますけど、それ以外にも、こういう住民説明会の場で意見を出されているにもかかわらず、具体的な対応は何ら示されていない。やります、やります、配慮しますだけの回答で、全く中身の無い状況です。これも大問題ですよ、2つ目として。そのところも十分に認識する必要が

あると。まず、その2点について、いかがですか。

○事務局

初めの1点目ですけども、考え方については、おっしゃるとおり、地域があつての学校であるということは我々もそれは強く認識しています。学校があつて地域があるんだということではなくて、やはり学校も地域も両方、まちの中で共存してあるものだということで、教育委員会といたしましても、これまでも地域の中の学校という視点では考えてきているところです。

2点目ですけども、具体的な、私どもとしては、やはりこれまで協議会の中でお示ししてきた敷地の使い方、その中で、実際に今、近隣の方々にどういった配慮ができるかということについては、これからの話、設計とかそういうところに入ってくる時にお聞きしていくのかなというふうに捉えています。

○・・・

設計に入るときに、配慮します。というのは、各論の段階でやっていくんですよ。で、今、協議会のお話出ましたけど、協議会のほうの進行はあと数回を残すのみとなっていて、報告書をまとめた後、全体構想がこれからつくられていくということでしたね。まず、そこに住民配慮の内容が不十分ですということをもっと言ってるんですよ。なので、この報告書案、資料1ですか、資料5ですね、現在、未定稿となっている報告書案、この中にも第5章の第2、第5章、施設整備の2、学校施設の概要、この中の(5)として近隣住環境への配慮とありますが、ここだけなんですよ、項目。で、かつ、学校施設の概要の中に埋め込まれてるんです、だけです。これでは不十分。先ほど、地域があつての学校施設ですというご認識があるのであれば、これは、単独で章立てしてもおかしくないぐらいのことだと思いますよ。学校施設の施設整備の中に入れておりますね。そもそもこの構成自体、若干勘違いされてるかどうか、ずれてんじゃないかなと思うんですけど、視点が。施設の問題だけじゃないんですよ。これから将来、長きにわたって運営もされていくわけですよ、近隣住民の近くで、とともに。ということであれば、それらを包括して章立てするべきじゃないですか。もしくは、じゃあ、この構成でいくんですけどっていうのであれば、それぞれの章にこの内訳が入るべき。じゃないと、おかしい。施設の整備についてだけ配慮しますという理論立てになってますよね。逆の言い方をすれば、では、教育内容に地域の住民との連携とか配慮っていうのは入らないんですか。まあ入ってるんですけどいうことを言うんでしょうけど、項立てがない。これから将来の学校運営について、学校経営について、じゃあ、ここの学校経営に当たって、地域との連携とはありますけども、配慮はどうなってるんですか。地域との連携として、地域の力ばかりを利用して、協力を仰ぐという言葉が優先されていて、地域の協力を得たいのであれば、ちゃんと地域に配慮、地域の意見を聞く、地域が、近隣住民が望むような形のものをつくらなければ、そんなのただ単に公共の立場である区や教育委員会という立場に基づく搾取ですよ。住民権利の搾取ですよ、これ。そういう形になるのを危惧して、我々は反対とか意見を述べているんですけども、それが全く不十分ですということを毎度お伝えしてるわ

けなんです。なんですけれども、具体的に反映されていない。反映されているのかもしれませんが、全くもって不十分だということを申し上げているので、これ構成自体を考え直してください。章立てしてください。もうちょっと、この括弧書きのレベルじゃなくて、一番後でもいいですよ。ひとつ章立て、お願いします。その点いかがですか。

○事務局

まず、この報告書ですけれども、これまでの開校推進協議会の中で報告、また、協議していただいたことをまとめるという性質のものになっています。ですから、章立てにつきましても、この推進協議会で話された形で立てています。今いただいたご意見については、ご意見として受けとめさせていただきますけれども、構成云々については、こういった形でいこうというふうに思っております。

○・・・

いや、次回の協議会で諮ってください、委員の方々含めて、こういう近隣住民からの要望があったということで。それで、内容についても、協議会で言われたことしか載せられません。それはそれでいいんですよ。だったら、住民配慮の部分だけを取りまとめて、章に寄せればいだけであって、できない話じゃないですよ。だから、構成自体っていうのは、そもそも協議会が立案したものではなくて、事務局さんが立案してるものなので、今のおっしゃってるのはおかしい。変えられないということはない。やりたいっていうのは、おっしゃられるのはわかるんですけど、それじゃあ、だめですって申し上げてるわけですよ。なので、もう前回、これ協議会の資料としてあるんだから、これ協議会でやったんだからっていうのは、それは当然わかりますよ、やったものを、きょう、見せていただいているわけですから。でも、まだ協議会あるわけですよ。まだ変えられますよね。ということで、そこのところひとつよろしくお願いします。

○事務局

皆さんのこれまでの思いといいますか、考え方ですね、これについては、今回、この報告書、最終案として出しますけれども、その添付資料として、これまでずっとつけてきた資料、これもどういった形になるかわかりませんが、一緒に報告書と出したいと思っています。その中で、第1回目のときにも、3回行いました説明会の話し合いの中身ですね、要旨にはなってますけれども、こういったものも資料としてはつけていきたいというふうには思ってます。

○・・・

そういうことを言ってるんじゃないで、添付資料としてつけるのは、毎度、ここ数回やっていただけてますけど、つけりゃあいいっていう話じゃないんですよ。ちゃんと協議会の場に議事としてのせてくださいって言ってるんですよ。冒頭、いつもこの住民説明会の議事録とかをご披露いただけてますけど、協議会の際に。それだけなん

ですよね。それで、平場に資料として出したから、協議会の場に資料として出したから、やってますっていうことにはならないんですよ。それを聞いた委員の方が、もしかしたらそれを聞いて、何かコメントとか意見とかをなさってる場合もありますけれども、じゃあ、何で委員の方が言わないと、出していかないんですか、議論が出てこないんですかっていうことを申し上げてるんですよ。事務局さんが先ほど、言葉に何度もありましたように、十分に配慮をしてきてるつもりであったなら、事務局さんの事務局案として一つ議題を上げればいいわけであって、それも再三お願いしているにもかかわらず、一度もそれをやってくださったことないですよ。だから、それを言うてくださって言うてるんですよ。しかも、あと数回しか協議会を数える場がなく、逆に言えば、まだあるので、事務局からの議題っていうのも出せるわけですよ。なぜ出さない。こんだけ言われて、なぜ出さない。そこが甚だ疑問だし、ある意味、事務局としての怠慢ですよ、これ。もしくは、恣意的に議論を出さないっていう悪意を持った対応としか思えなくなりますよ。なので、そこまで事務局さんを信頼したくないということには我々もなりたくないの、事務局からの議題として、住民の意見、住民への配慮のことについては積極的に出していただきたい。

○・・・

同じ話ですけども、やはりさっき言ったように、この案3ということも、近隣住民の配慮っていう観点からいま一度議題として上げていただいて、近隣住民に配慮すると、そもそもこうなってしまう。そのこれだっていうのはもうわかっているとおり、低く、遠く。なので、それこそ地下を使ったり、それとも1万6,000というところの、約1万6,000って書いてあるので、それ以下っていう形で押さえていただいて、建物を縮小する形を近隣住民は望む形になります。そういった形のものでできる可能性がある案3で本当にいいのかというところを、つまりこの住民説明会からこういうことが出るので、それについていかがですかっていうことをきちんとあの協議会で報告していただきたい。これ報告書って、住民説明会を含めた報告書っていう認識なんですけど、その点っていかがでしょうか。

○事務局

この報告書については、あくまで開校推進協議会で話し合ったことを踏まえての報告書っていう形になります。

○・・・

それであれば……。

○事務局

先ほども申し上げましたように、住民の報告会の資料については、毎回資料としてお出ししてるという形です。

○・・・

なので、結局、資料しか出てこないの、議論がされてないので、私たちは結局、本当は議論してほしい。それで、過程を聞きたいのに、それはされないで、ここで終わってしまってるので、まず、それを変えてほしい。なんで、議論していただきたい。なんで、これだけ住民が反対していて、今後、住民とやっていくときに、案3で本当にいいのか。だって、これだけやってる中では、私たちが案3っていても、相当強い要望をかけることになりますけど、本当にそれでも案3でいいのかっていうところを踏まえて、住民から住民説明会でこういうこと出たんですけども、その点についていかがですかっていうことを聞いていただきたいです。ひとつこの点いかがでしょうか。

○事務局

開校推進協議会、今度、今月ですね、第5回で最終回になります。そのときには、この報告書、最終案という形でお示しして、それについて意見をもらうというふうに思っております。で、新たに今、ご提案がありましたけれども、議案として、この配置案3、近隣の住民の方からはいかがなものかということも議案として出すというお話かと思うんですけども、これにつきましては、再三この推進協議会においては、あくまで最初の設置のときの説明にもさせていただいておりますけれども、協議することについては今おっしゃったような形では考えていませんので、あくまでこういった報告会の中身についてはこれまでもお知らせしてきたというところで、次回の開校推進協議会ですね、こちらについては新たに事務局のほうから追加の議案として今まで出していないことを出すというようなことは考えておりません。

○・・・

今の説明、ちょっとよくわかんないんですけど。

○事務局

要するに、第5回で協議していただくのは、この報告書ですね、これについての案について協議していただくということで考えています。

○・・・

わかりました。では、報告書の差しかえ、報告書の中身の差しかえということで対応してください。

○事務局

報告書につきましては、今回、第4回、お示ししたものです。これに第5回の協議会で話し合われたこと、配置案についても、事務局で提案してきた今回の配置案でいくということで協議会の中でも確認はしていただいておりますので。

○・・・

わかりました。じゃあ、この報告書は変えられないっていうことであれば、今ここ

に書いてあることを変えられないということですね。じゃあ、足してください。足せばいいじゃないですか。そうすれば、今までの議論のものはここまで了解得たもの、プラス、新たにもう一回協議会あるわけですから、何のための協議会ですか。そういうものを協議会するための協議会ですよ。だから、足してくれればいいじゃないですか。

○事務局

報告書ですので、これまでの。

○・・・

じゃあ、話し合われた内容を足してください。何かというと、先ほどおっしゃられたこの議事録というのは、あそこの平場、協議会の場に資料として出てるわけですから、じゃあ、この資料を、協議会に上がってる資料ですから、この内容を足すっていう形でできますよね。先ほど、何か添付しますってこれおっしゃってるんで、先ほど来、おっしゃられてはいますけど、これ報告会の資料としては添付しますということですけど、いや、添付じゃないんです、我々が望んでるのは。これは添付しないで、この章立てして、住民報告会議事録について、その内容を要約したものをここに書き、そして、本体と一緒にくるまれる形でこれが資料として入るわけですよ、このイメージ図とかと一緒に。そういうことでできるわけですよ。

○事務局

あくまで協議会の中で話し合われたことをまとめたものなので。

○・・・

だから、話してるじゃないですか。事務局さんから、これ披露してますよね。話してるじゃないですか。これ議事の一つになって……。

○事務局

資料として出しています。資料として出していますけども、実際に協議して、協議の中で出されたこととはまた別ではないかなと思うんですけど。

○・・・

じゃあ、協議の内容とは別だがってことで入れてください、じゃあ。そうただし書きをつければいいじゃないですか。とにかくですね、先ほどから住民の配慮が不十分って言ってる者はほんの一部ではありますけれども、一部でしかないですけども、我々の意見というのは、公の場に全くもって取り上げてもらってないわけですよ。だから、せめて報告書に入れてくださいって言ってるんです、この議事録を。で、それはできるんじゃないですかって言ってるんですよ。いっぱい添付資料ついてるわけですよ。で、なおかつ、じゃあ、参考資料につけられますよね。参考資料に今、入ってないですよ、この議事録。

○事務局

参考資料につけるのを、別添で添付するかということで考えてます、一体のものとして。

○・・・

であれば、ここに、目次にも入りますよね。

○事務局

ここは、そういうような形でなるかと思います。

○・・・

わかりました。

ちょっとお時間長くいただいちゃって恐縮ですけど、さらに、その前提の上で、ちょっとまた切り口違うんですが、言わせていただきたいのは、このイメージ図、前回の協議会で示されましたけど、まず、これ全くもって我々の要望とか住民協議会で、今まで住民説明会でお願いしてきたことが反映されていないですね。で、具体的にこれから諸条件を検討して、設計事務所に公募して、幾つかのプランをつくる段階か、それ以降で反映させますよ。その中で住民への配慮を盛り込んでいきますよとおっしゃられていましたが、先ほども申し上げたとおり、それは申しわけないですけど、不十分となる可能性が高いと予想される部分もありますので、このイメージの段階から、先に言っときますね。先に要望しときますよ。イメージのとおりでいかないっていうふうにはおっしゃられてるんですけども、イメージ段階をもとに、改めて我々の要望を踏まえた上で、先に意見、要望を先に言っときますけど、まず、屋上利用、校舎棟のほうですね。何でここにプールが、我々が再三要望してるにもかかわらず、イメージであれ、載せてしまうのかわからないですね。なので、校舎棟のほうに屋上施設は一切寄せるのは認められませんね、近隣住民としては。体育館棟のほうを使えばいいじゃないですか。何で体育館棟のほうにいかないのか。体育館棟の北側の配置案では、公園があるから、そこへの日照も配慮して、体育館棟のほうの極力高さは抑えたいというような話が協議会でも若干ありましたけども、何でそこに365日、24時間居住している住民よりも、不特定多数が不特定の時間に一時利用しかしない公園を優先するのかと。それは優先順位としておかしいと。地域に根っこをおろしてる住民のほうを優先すべきであって、公共施設の公園を優先するっていうのはもう言語道断、本末転倒な意見になってるとしか思えないんで、そこは根本的に考え直してくださいね。なので、校舎棟のほうの屋上利用っていうのは一切住民としては受け入れられないし、認められない。

あと、体育館棟のほうっていうのは十分に活用し得る余地っていうのはまだ十分にあると思うので、附属施設等を中心に、そちらのほうに全部寄せるべきであるという意見を申し上げます。

あと、地下利用、一部委員の方からは、反対ですとか、あるいは、余地は残したほ

うがいいとか、座長、副座長のほうからあつたりとかいう意見はありましたけど、地下利用っていうのはもう積極的に、極力積極的に活用を図るべきであって、それによって容積が確保できるのであれば、もう地下利用を前提としてもいいぐらい活用を図るべき。それによって、高さを抑えるとか、容積を確保するっていうメリットは多大なものがあると思うので、技術的なものというのは特に今のご時世、これぐらいのこのような場所であれば、クリアできると思いますし、予算的なもの、制限があるんだとしたら、そこに優先的に配分してください。地下施設の積極的な利用、これ絶対やっていただきたいですね。

あと、階高と階数、これで校舎棟の高さを低くするというのも、これも絶対の必須条件ですね。このイメージ図のままであったとすると、全くもってこれ高低要件を満たしてるだけであって、住民への配慮っていうのはなされていないとしか思えない。ほぼ、この上部施設設置すると、ほぼ近隣の建物と同等の高さになるわけであって、今まで高さで配慮しますよと言ってた事務局さんの話っていうのがどこに行っちゃったんですかっていうぐらい配慮がなされてないですよ。なんで、まず、体育館棟の積極的利用、地下の積極的利用、それを絶対に実行してください。

あと、先ほどの参加者の方から話ありましたが、都市計画公園が廃止され、その土地を利用して学校施設を建てるという事業にもかかわらず、公開空地とかで配慮しますよと事務局さんはおっしゃってるにもかかわらず、これ公開空地2メートルって何ですか。公開空地っていうのは言葉だけであって、全然十分じゃないですよ。ここの部分も、例えば近隣の住民の方、お年を召した方とか小さいお子さんたちが憩えるような施設を最低限確保するような、小さい公園のような施設を整備できるぐらいのスペースは確保する必要があるんじゃないですか。2メートルっていうのは、これ公開空地って言えないんじゃないんですか。全く利用できないですよ、2メートルの土地では。なんで、利用ができる形の、最低限利用ができる形の公開空地の確保、これを要求したいです。要求します。これについては、いかがですか。

○事務局

今お話があったことは、当然きょうの会議録にも残りますし、ご意見としては承らせていただきます。今、それについてできるとかできないとか、そういう議論をできる準備がまだ私どもでできてないというのは、先ほど事情をご説明したとおりです。

あともう1点は、今の段階で、あえて一つ例を申し上げれば、先ほど、屋上利用でプールというようなお話があつて、屋上利用は認められないというようなご意見も承ったわけですが、開校推進協議会の中ではプールは屋内にというようなご意見も一方ではあつたりしますので、それがプールが1階になるのか、2階になるのか、4階になるのか、そういうことも含めて、ちょっとこのイメージ図を出発点としていろんな議論が始まってしまうことについては、先ほど、別な意味かもしれませんが、こういうイメージ図がひとり歩きしてしまうことがご心配なさってるというようなお話はありましたけども、これは私どもとしても、この絵の上に載せるとか載せないとか、そういうことが出発点ではないというのは私どもなりに認識した上で、設計の作業に入っていきたいと思っております。

○・・・

今おっしゃってた屋上利用でなくて、屋根があるプールにするっていうこともあり得るっていうことですが、それについても、屋根をつけたら、階高がふえるっていうのはだめですからね。結局、屋上の部分に1個屋根がつくだけの高さになるだけの話でしかないんで、そういうのはやめていただきたい。言わんとしてることは、体育館棟のほうは高くなってもやむを得ないと思いますが、校舎棟のほうは、そういったものは極力配慮するという方向でお願いしたいということですね。

あと、ちょっと長くなっちゃったんですけど、最後、ちょっともう1点だけ。これ今後、我々住民というのは、長きにわたってこの学校施設とお付き合いしながら生活していくわけなんです。設計も今、この段階からもう既にそうなるんですけども、長きにわたって工事段階、それから、その後の運用段階においても、何らかの悪影響が住民に対してあったときに、その補償っていうのは確実にしていただく必要があると。その補償っていうのは、当然のこととして区のほうで全て対応するっていうことでよろしいですね。

○事務局

具体的に補償といたしますと……。

○・・・

補償、例えばですね、工事の際に騒音が出ました。学校ができてから、騒音が出ました。その際に、例えば住民は、窓を二重サッシ化しなければいけない。防音工事が必要になりましたといったときに、その工事っていうのは当然のことながら区のほうで支出すると。空港とか、そうですね。あと、鉄道とか交通関係もそうですね。公共事業っていうのは、公共の建物というのはそういうものですから、当然のことながら、それに対応する経費というのは区のほうで補償する。それが補償ですよ。一例を挙げれば、そういうことなんですけれども、あと、例えば学校に面したベランダ、窓とかですね、そういったところの目隠し対策。今まで透明ガラスだったところを、すりガラスにしなければいけないという住民の方も出てくるわけですよ、今後。そういった取りかえ工事費などの実質的な金銭的な負担というのは、当然住民が負うべきものではなくて、施設の運営者である区のほうが補償するということが当然なると思うんですけども、そういうことでよろしいですよ。

○事務局

例えば学校というのは、当然、先ほども言いましたけど、地域の中にあるということで、近隣のプライバシーの配慮とか騒音とか、そういったものには当然配慮すべきものであるというのは認識しています。ただ、いわゆる工事に伴って、当然、建物を建てる時には音は出るとは思いますので、極力騒音が、大きな音が出ない、いわゆる、何ていうんですか、受忍の限度を超えるような音が続くとか、そういったことはないように当然建設はするんだろうというふうには思います。ただ、建設するときの

音が出るから、子供たちの声がうるさいからということで、近隣の方がそれに対して防御的に二重サッシにしたりとか、目隠ししたりしたというときに、そのことについて補償するというのは現実的には難しいだろうというふうには思います。

○・・・

何で難しいんですか。いや、何もやみくもにあれですよ、ちょっとやってほしいからやってくださいっていう、住民個人が趣味趣向でやったものに対して補償していただきたいっていうことを言ってるわけじゃないんですよ。なぜならば、それは補償には当たらないからです。そういうのは当然住民が趣味趣向でやるのであれば、住民がみずからの負担でやるべきっていうのは大前提としてあって、そうではなくて、やむを得ずやらなければならない場合、例えばですよ、体調を崩してしまったとか、そういったことが結果的に出てくるような場合に、それをどう補償してくれるんですか。じゃあ、医療費も補償してくれるんですね。例えば子供さんの声がうるさい、工事は一時的なものなんで、当然工事の期間の騒音とか振動とかは当然のことながら含まれますけど、今申し上げてるのは、その数年間の短期的なものだけにかかわらず、それだけではなくて、長期にわたって、何十年もあそこに今後立地していくわけですから、半永久的に。それに対する恒久的な対策っていうのを住民側としてもやらなければいけない。それはひとえに、学校側が、学校等の施設が当初からこういった形で建設されるのか、建築されるのか。その仕様によっても大きく寄るところがあるので、以前、どなたかがおっしゃってたかもしれないですけど、学校側の設計とかで配慮するっていうのも一つあると思うんですけども、それは当然のこととしてやってください。ただ、それをやったとしても、将来的に予期し得なかった問題っていうのが当然発生してくるという可能性はありますので、それが発生した際に補償してください、補償する必要はありますよねっていうことを申し上げてるんです。

○事務局

将来発生するであろう、その発生したときに、こういった形で補償するのかということですけども、それは現時点で、今ここでお答えするというのではなくて。

○・・・

もちろんです。具体的なことが出てきてから協議して、補償しますっていうことには当然なるのはわかる。なので、そういった協議に応じます。そして、必要があれば、補償しますという確約を出してください。何も個別具体的なことを今、この工事、補償します、この工事、補償しますっていうのを今段階で決めるという話ではなくて、そういったものが生じたときには補償をしますよ、相談の上、協議の上で補償しますよということをちゃんと考えてください。考える必要がありますねっていうことを申し上げています。だから、その補償のことを具体的に、例えば窓を補償します、ベランダを補償しますっていうことを決めたいんじゃないじゃなくて、そういったことを将来受け付けて、協議して、必要があれば、補償するというその行為そのものを確約してくださいっていうことなんです。

○事務局

私たちの立場として、それは今、確約するっていうのはできないと思います。

○・・・

もちろんです。なので、そういった話を事務局さんを出発点として、区の教育委員会、場合によっては区のほかの関係部署含めて、ちょっと協議してください。そして、対応を考えてください。で、我々はさらにこれももちろんこれからご相談することになるとは思うんですけど、そういったものっていうのは口頭のお約束っていうのは全く求めないので、書面による覚書、もしくは契約書によって確約していただきたい。それを要望する。よろしいですか。

○事務局

確約、先ほどの繰り返しになりますが、確約、これはできませんし、要望としてはもちろん、きょう、こういった話が出たということで、それは関係のところには伝えていきます。

○・・・

なので、しつこいようですけど、今、確約してくださいっていうことではなくて、そういった覚書により約束をする、書面で取り交わすっていうことを進めていただいて、中でも検討していただいて、それを最終的には取り交わす形にさせていただくと。具体的なことはもちろん、我々だって詰まってるので、ありますけど、そちらも全くあれだと思ってるので、まず、そこをきょうは申し上げたい。要望します。

○事務局

要望として受けとめさせていただきます。

○・・・

回答も求めます。きょうじゃないです。きょうじゃないんです。きょうじゃなくても、その結果を、何ができるのか、何ができないのかっていう形で次回の住民説明会のときに、また、ありますよね、次の協議会の後に。そのときに、途中経過でもいいので、お示してください。あるいは、まだ協議中であっても、多分そう簡単に答え出ないと思うんですよ、事務局さん側としても。なので、何が必要か、必要要件とか途中経過とか、具体的に検討結果をご回答いただいていた方がいいですか。

○事務局

要望としてお聞きしましたので、それを関係のところにもこういった要望があったということでは説明はします。で、実際に今度の報告会のときに、こういった形で報告できるかについても、それも改めて持ち帰らせていただきたいと思います。ただ、一般的な話になるのかもしれませんけれども、こういった先々のことをお約束する、

書面を交わすっていうのは実際にできるのかどうか。

○・・・

いや、先々のことだから、書面で残すんですよ。

○事務局

ですから、そちらのご意見としては、そういったことだと思うんですけども、こちら行政側として、そういった形はできるのかどうかですね。その辺もあります。今まで多分そういった形って、自分のこれまで仕事をしてきた中では聞いたことはありません。ですから、そういったことが可能なのかどうかっていうこともちょっと、可能といいますか、今まであったかどうかっていうことは調べてみたいというふうには思います。

○・・・

今までであろうがなかろうが、それはどちらでも結構です。今までのことは全然今回のことに影響ないわけじゃないですけども、これからのことはこれから決めるんだし、今回のことは今回のことなので、今までないからといって、できないっていうのは理由にならないので、そこだけは肝に銘じておいてください。

そして、また、ちょっと覚書、どこができるのかとかいうのがあったり、もしくは、政令や条例によってそれはカバーされてるんですけどっていうことをお答えされるのであれば、それはそれでちゃんとお示しいただいて、まず、説明していただきたいですね。ということで、よろしくをお願いします。

○・・・

テンポよくこちらから何個か質問させていただきますので、テンポよくお答えいただければと思うんですけども、まず1点目なんですが、今回、報告書に開校推進協議会自体の議事要旨と、それから、開校推進協議会で配られた資料というのは、まず、これは間違いなく添付されるということでしょうか。

○事務局

そのように今は考えています。

○・・・

はい。

それでは、住民説明会、住民報告会の開催状況については、どのように触れるおつもりですか。

○事務局

報告会の開催状況については、毎回資料を、議事要旨を添付してしますので、同じような形、その資料をつけるということになると思います。

○・・・

要するに、資料の中に内包されているというお考えですね。そうすると、今のこの報告書案では、18ページのところに、開校推進協議会の協議経過ということで、5回の協議会の内容というのが示されていますけれども、同じように表にして報告会の日付とこのようなお話がありましたということを要約したものをこの報告書の中に入れるというお考えはないわけですか。

○事務局

そういった考えはありません。

○・・・

そうすると、あくまでも報告会の内容は、協議会に配った報告会の質疑応答要旨という、それだけということになるわけですか。

○事務局

そのとおりです。

○・・・

はい。それでは、これについては、かなりちょっとどうかなというところがあります。報告会、これやってくれてというのは、結構私は前向きに捉えていまして、十分にこれを活用していただければ、もっとうまくいったと思うんです。報告会で出た意見を協議会のほうに事務局が橋渡しをして、そこでさらに、委員さんから意見をいただいて、それで事務局案をブラッシュアップして決定をしていくと。それをまた報告会で説明して、また意見をいただいて、それを踏まえてというこのサイクルをうまく回していけばよかったですけれども、結局、この半年間、全然うまく回っていないわけなんですよね。それで、近隣住民の皆さんが非常にお怒りになっていると。で、意見書も複数回出されていると。余りこのことについて、重大性というところで認識が非常に欠けているんじゃないかなと。もっともっと重く捉えていただきたいなと。このサイクルをきちんとうまく回していれば、もっとスムーズに、速やかに話がまとまったんじゃないかなと思うんです。ですから、そういうことをこれからの教訓としていくためにも、報告会というものを開いたということをもうちょっとわかりやすく、そこでどういうふうに住民の皆さんから意見を言われたか。これもやっぱり示していくというのが、ここまで来ちゃった以上、せめて後世への教訓として残しておかなきゃいけないかなというふうに私は考えています。ですので、何も、もちろんこの報告書自体は協議会の内容がメインになるとは私もよく承知していますけれども、少なくともこの18、19ページにあるような開校推進協議会の協議経過と同様のレベルで、報告会の開催経過と、それから、そこで出た意見の要旨というのは見開き2ページぐらい載せておいてもいいんじゃないかなと。これは私は本当に思いますので、ぜひぜひご検討いただきたいと思います。

それから、先ほどちょっとご意見が出ておりました近隣への配慮ということについてなんですが、確かに各章ごとに近隣との連携、あるいは配慮ということを述べるか、あるいは、別建ての章にするかっていうのは非常によく、私も前向きに議論していいんじゃないかなというふうに感じました。ただ、事務局としては、協議内容を忠実に、忠実にかどうかわかりませんが、まとめたということであれば、せめて10ページの今の(5)、近隣住環境への配慮、このボリュームでは非常に不足していると。都市計画公園を移設するということの重要性であったりとか、それに伴って近隣の皆さんが強いご懸念を持っているということはもっともっと丁寧に記述した上で、それに対して十分に配慮をしていくというふうなことは協議会の中でも委員さん、ずっといつも何かおっしゃってることですから、これはぜひ無視しないで、きちんと捉えていただいて、記述していただきたいと思います。少なくともこの2行では著しく不足していますので、そこのところはぜひ加筆をしていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○事務局

最後のご提案の部分は、先ほどお答えしたとおりで、その必要性については、私もそういうふう感じておりますので、検討してまいりたいと思います、はい。

○・・・

それに当たっては、先ほどから出されているご意見も十分に踏まえた上で、ご検討いただければというふうに思います。

それから、もうお帰りになられてしまいましたけれども、住民の方から、学区域についてやはりご懸念が出ました。私も常々というか、再三この場でもお話をさせていただきました。申しわけないですけど、施設配置に関して、もっともっと近隣住民の方からのご意見を丁寧に、それに対して丁寧にフィードバックしていれば、こうしたほかの分野の議論ももっと深く突っ込んでできたはずなんですね。ですけども、それがちょっとおざなりになってしまった影響で、協議会の場でも、あるいは報告会の場でもなかなかそういった議論ができずに今日まで来てしまったと。それを全部積み残して、今後の部会のほうに回しますということになると、部会のほうはかなりあっぴあっぴになることは、私も今まで学校適正配置なんかもいろいろ見てきましたけれども、非常にそこのところ懸念しております。先ほどのご説明ですと、学区域に関しては、もう一回学校経営等の部会のほうで検討して最終的に決めるということですが、本当にそういうことでよろしいんですか。

○事務局

当然学区域については、大切なことになりますので、学校経営検討委員会の中で改めて議題としては上がるというふうに考えてます。

○・・・

そこはぜひしっかり検討していただきたいと思います。今回の協議会の場合でも、

私も出席させていただきましたけれども、協議会の後から赤羽岩淵中と王子桜中のほうに、関係者の方にこういうことで神谷中のほうに取り込みたいんだけどというお話があって、順序が逆転してしまいましたので、そのところは今後、そういうことのないように丁寧にやっていただきたいなと思います。

それを踏まえた上で、この報告書案の2ページのところの下の方ですね、下から2行目のところ、学区域の変更にあたり、指定校変更については柔軟な対応をとる必要があることということが記述されておりますけれども、これは、先ほどおっしゃった、もうお帰りになられた方がおっしゃったように、現在、稲田小、あるいは王子小、そちらの学区域にいる方に対して柔軟な対応をとるということであって、こういうことを言うてはなんですが、よその方を積極的に神谷のほうに取り込もうという意図ではないということは確認したいんですが。

○事務局

学区域については現状の形になりますので、よその住所の方々もここに入れるというようなことは考えていません。

○・・・

そういうことであれば、その今の指摘させていただいた2行のところも、赤羽南1丁目、赤羽南2丁目、神谷1丁目の区域に関しては柔軟な対応をとるというふうに、より明確にさせていただくほうが望ましいかと思います。で、これは指摘としてとめておきます。

それから、12ページのところの今後の進め方というところなんですけれども、これも私、これまで指摘させていただきましたけれども、その学区域の問題であるとか、通学路の安全の問題であるとか、あるいは学校指定用品の扱いであるとか、そういうのが全部学校経営検討委員会のほうで検討するというふうに課長から答弁がありましたけれども、ここの主な検討事項というところから、これらは酌み取れないんですね。その他っていうところに入るのかもしれませんが、ただ、今申し上げたようなことは、学校適正配置に当たっては、本当にメインのメインといったようなテーマですので、これらの事項が欠落しているっていうことになると、どこでやるんですかっていうことになってしまいます。ですんで、これもしっかりと検討事項のところに入れていただきたいと。このことについては、ちゃんと私の意見のほうも報告会で出された意見ということでご紹介ありましたので、協議会のところでもきちんと、議題ではないですけれども、ご紹介はあったわけですから、そういった意味では、協議会の内容をまとめるという意味では、別に事務局の裁量で、ああ、確かに忘れていたので、入れておいたほうがいいなというふうに判断されれば、入れられると思いますが、そのところはいかがでしょうか。

○事務局

ご意見いただきましたので、そういうとこで少し考えてみたいと思います。

○・・・

はい。

それから、建物のほうに関してちょっと3点コメントをさせていただきますけれども、プールの扱いに関してなんですけれども、これはやはり、先ほどお話があったように、校舎棟の上よりは体育館の上のほうが、それは私も望ましいと思います。これは教育上の観点からもそうでして、体育関連の施設が一つの場所にまとまっていれば、もう児童さん、生徒さんの動線も非常にスムーズにいきますので、それはそちらのほうが望ましいかと思います。ただ、一方で懸念がありまして、プールを今の3つの学校に相当する生徒、児童さんで使うということに関して、果たしてそのキャパシティで足りるのかというのは前回の委員さんからもご指摘がありましたけれども、この点ですね、中学生と小学生、そういう言い方してはあれなのかもしれませんが、9年生と1年生では体格も全然違うんですが、これを1つのプールで全部さばいていけるとお考えでしょうか。

○事務局

区内で参考になるのは王子桜の例だと思いますが、ここは稼働率を広げるということで、前回の開校推進協議会でも、屋根つきで運用してるといようなご意見を承りました。当然、小学校、中学校でプールに必要な深さであるとか、そういうものも変わってまいりますので、今後のカリキュラムの検討の状況を踏まえて、プールについては、最終的に仕様を決めていきたいと思っています。

○・・・

今までの王子、王子桜中で、深さの点とかで何か問題とか生じたりはしていませんか。

○事務局

深さというところで特段支障があるというのは、私どものほうには届いておりません。

○・・・

そうしますと、きちんと、浅いところもあれば、深いところもあるということで、きちんと設計をしていただけると。その上で、1つのプールで何とかさばいていくというお考えでよろしいですか。

○事務局

深さについては、機械的にそういう装置をつけて水深を調整する方法と水の入れ方で調整する方法があって、当然、機能面からいきますと、機械的に調整するような機能があったほうが、プールとしては、学校としては運用しやすいといようなご意見も賜っておりますので、先ほど申し上げたように、今後、どういうこま数でどういう使い方をするかというのを我々が検討した段階で、その仕様について決めてまいりた

いと思っております。

○・・・

はい、わかりました。そのところはぜひ丁寧にやっていただかないと、いつの間にかプールが2つ必要だなんていうことになってしまうと、近隣の方々も非常にびっくりすることになると思いますので、そのところは丁寧にやっていただきたいと思います。

それから、これで最後にいたしますけれども、地下利用に関してなんですが、確かにこれに関してはいろいろなお考え方があると思うんですけども、一つそこで私が気にかかっているのは、今、神谷中の敷地っていうのは、周辺の地盤高よりも若干高いところにあるっていうことになっています。で、これに関して、何か由来というのは、承知っていうか、把握がされてますか。

○事務局

済みません、まだそういうところまでの確認は済んでいないんですが、これについては、いろいろあえてここでご紹介はいたしません、いろんな経過をたどってるというのは聞き及んでいるところです。で、この作業の中で、全体構想がまとまった後の作業として、測量であるとか、土壌調査であるとか、そういう作業が入ってまいりますので、そういう結果も踏まえながら、土地利用については考えてまいりたいと思っております。

○・・・

どういう経過でなったかというところも踏まえて、きちんと把握をしていただきたいなど。つまり、もし水害対策でああいうことになってるんですっていうことであれば、やっぱり今の高さっていうのを尊重するという考え方も一つあるかなと思いますので。この地盤高のことを私がなぜここで話ししたかっていいますと、もちろん水害対策という面もあるんですけども、これによって地下っていうところの基準が変わってくるわけですね、地上と地下の部分の。ですので、そのところはきちんと、どうして今、こういう高さになってるのかということもきちんと把握していただいた上で、じゃあ、今後、どこの高さが基準になるのだろうかっていうこともきちんと詰めていただいて、その上で地上、地下というお話をしないと、今の高さが基準なのか、道路面が基準なのかっていうことによって、かなり高さが変わってくると思いますので、そこはちゃんと詰めていただきたいなというふうに思います。以上です。

○事務局

それでは、時間になりましたので……。

○・・・

ずっと手を挙げてたので。

○事務局

最初に言ったとおり、ここ12時にあけなきゃいけないということだけお約束してるわけですね。場所を借りてるんですよ。

○・・・

それは知ってますけど。

○事務局

じゃあ、お一人、最後だけ、はい、どうぞ。

○・・・

じゃあ、手挙げてる人全員で。

○事務局

いや、一人だけどうぞ、はい。ちゃんと守ってください、ちゃんと言ってるんですから。

○・・・

それは、いつも時間を長くとってくださいっていうのは前からお願いししています。

○事務局

どうぞ、はい。

○・・・

学校施設の規模のところなんですけれども、1万6,000平米、これはもう決定というふうに先ほどおっしゃってましたが、この根拠となる数字ですとか、10ページ、11ページにあるのだけですと、とてもわかりにくいので、これの根拠となるものをしっかり示してもらいたいというのが1点目です。なぜ1万6,000からもう動かさないのかというところを教えてください。

もう1点ですけれども、先ほど、近隣住民への影響が出ることとして幾つか上げていましたが、それに対して十分な配慮ができなかった場合に対する対応をどのように考えているのかということも教えてください。

○事務局

1点目の1万6,000の根拠ですけれども、開校推進協議会のほうには、ご承知かもしれませんが、もう少し詳しい資料であるとか、児童生徒の数とかいうことをお出ししておりますので、確かにおっしゃるように、いきなり1万6,000というふうにこの報告書の中では出てきておりますので、そこの流れの部分については、ちょっと検討をしてみたいと思います。ただ、ここに書いてある普通教室の数、その根拠となる児童生徒の数からすると、文科省から示されている基準値等を参考にすると、

これぐらいの床面積が必要であるというふうに試算をしたところです。

それから、近隣への配慮という中で、配慮できなかった場合、あるいは配慮が十分でなかった場合、どうするつもりなのかというのは、これはもうある意味、先ほどお答えした内容と同じになってしまうと思いますが、今後、お話し合いをしながら進めていくわけでございます。で、それが十分か十分でないかというのは、当然お話し合いでございますので、私どもと皆様方とで意見が食い違うことも当然あると。それをなるべく埋めていきたいという思いでございますので、今の段階で、何をもって十分とするのかっていうところについて議論をしたり、そこを何か線引きして、それができなかった場合というようなことを何か見通せるというようなことはないかと思しますので、とにかく恐らく意見は食い違うだろうなと。ただ、意見は食い違うことを前提に、どこまで歩み寄って、そこまでのいろいろ考えてくれたんならというふうに言っただけのような形を目指していくというのが私どもの今の思いでございます。

はい、それでは……。

○・・・

最後に1点。すぐ終わりますから。

○事務局

はい。

○・・・

ちょっと話かぶっちゃいまして申しわけないんですけども、資料の2の断面図について、ちょっとこれがひとり歩きするのだけはちょっと避けたいと思っていますので、こんな資料に、これはこのとおりにつくりません、イメージ図ですというのを入れていただきたいというのと、きちんとこれ、あと、方角を入れていただきたい。住民、どうしてこれだけ言ってるかというのと、住民、目の前、これは南側に当たるので、ちゃんとそれもわかっていただきたい。基本的にこれが北側であれば、多分住民、ここまで文句言っていないと思うんですよ、日照権の分については。だって、上と下って性質が全く真逆なんです。建物が南側に建つのと、公園って逆に、これ近隣の建物と多分もう性質、逆になるので、ちゃんとそこはわかるようにしていただきたいっていうのと、もう一つ、近隣、必ずこれが遠くなっただけっていう、もうちょっと離して低くなっただけっていう案は必ず要望しますので、先行してこのイメージ図のところのもうちょっとどれだけ離して、どれだけ高さを小さくしたかっていうのは必ず必要となってきますので、ちょっとそちらのほうの着手っていうのを早目をお願いして、早目にそれをイメージ図として出していただきたいです。この点をちょっとお願いしたいです。これについて、いかがでしょうか。

○事務局

最初のほうのこれを、例えばこの報告書に載せるときに、これをそのままコピーしてつけたんでは誤解を招いてしまうっていうのは、私どももそのことを心配もしてお

りますので、載せ方については工夫したいと思います。

それから、これの案をいつごろ出せるのかというのは、先ほど、これから、これからという説明ばかりだというおしかりも受けましたけども、その辺の、じゃあ、いつごろそういう案が出せて、皆様とお話し合いができるのかというのは、ちょっといましばらくお時間をいただいて、また、お話をさせていただければと思います。

○・・・

じゃあ、それが基準になるとと思いますので、ちょっと早目にそのイメージ図ってというのはつくっていただいて、それをベースに協議させていただければと思いますので、ちょっとその点ひとつよろしく願いいたします。

○事務局

はい、それでは、5回目の開校推進協議会について申し上げます。

5回目の開校推進協議会は1月18日木曜日の午後7時から開会いたします。場所は、赤羽会館の大ホールになります。また、5回目の報告会ですが、2月の17日土曜日の午前10時から開会いたします。場所は、今現在未定ですので、決まり次第、ご連絡差し上げます。以上です。

○・・・

もう一回、日時を、報告会……。

○事務局

報告会は、第5回目の報告会については2月の17日土曜日の10時からになります。場所は、現在まだ未定です。

○・・・

場所は未定ということは、時間の枠も多くとってもらえるということによろしいですか。

○事務局

いや、またちょっと場所は借りなきゃいけないので、そういうことにはならないと思います。はい、以上です。これで終了いたします。